

空気呼吸器用継目なし容器再検査基準KHKS0151の見直しについて

1. 趣旨

本基準は、空気呼吸器用に使用する鋼製及びアルミニウム合金製の継目なし容器並びに当該容器に装置される附属品に係る再検査基準であり、容器検査所において容器・附属品再検査の手順書として使用されている。

本基準は、前回改正（2016年12月）から5年を経過しようとしているため、定期的な見直しを行うものである。

2. 前回の主な改正内容

- (1) 誤字等の修正
- (2) 附属書等の構成の変更

3. 見直しの方針（案）

以下の理由より、今回の見直しについては、「確認」としたい。

- (1) 本基準の見直しにあたり、関係団体（一般社団法人全国高圧ガス容器検査協会）に改正要望の調査を行ったところ、特に意見はなかった。
- (2) 前回の改正から本基準に関係する関係省令等（容器保安規則、告示）の改正はなかった。
- (3) 本基準の引用規格は、告示で規定されているJIS規格（検査設備の基準に係るもの）のみである。容器検査所の登録を受ける際には、告示で年版指定されているJIS規格に従った金属製直尺、ノギス等の検査設備を備える必要があるため、本基準の引用JIS規格と告示のJIS規格は、年版を整合させる必要がある。現行基準の引用JIS規格については、告示のものと整合している。

以上